

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項、第二十四条の四の七第一項並びに第二十四条の五第一項及び第四項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の次に定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇二十一の二の四 略」</p> <p>「一〇二十一の二の五 連結財務諸表提出会社 連結財務諸表規則第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。」</p> <p>「二十一の三〇三十六 略」</p> <p>(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>「一〇十二 略」</p> <p>十二の二 提出会社が、財務上の特約(当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。)が付された金銭消費</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇二十一の二の四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「二十一の三〇三十六 同上」</p> <p>(臨時報告書の記載内容等)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇十二 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社である場合にあっては、当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額。以下この号において同じ。）の百分の十以上に相当する額であるものに限り、連結子会社との間で締結するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。

）又は財務上の特約が付された社債（当該社債の発行価額の総額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む、その社債の募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類にロ(1)から(3)までに掲げる事項に相当する事項が記載されている場合を除く。ロにおいて同じ。） 次に掲げる事項

イ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

(1) 金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(2) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

-
- (3) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
 - (4) 財務上の特約の内容
 - ロ 財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項
 - (1) 社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
 - (2) 社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
 - (3) 財務上の特約の内容
- 十二の三 提出会社が締結又は発行をした財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限若しくは償還期限の変更、財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があつた場合の効果に照らして軽微なものを除く。）又は財務上の特約に定める事由の発生があつた場合次に掲げる事項
- イ 前号イ(1)から(3)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる事項
 - ロ 弁済期限若しくは償還期限又は財務上の特約の内容の変更があつた場合には、当該変更の内容及び年月日
 - ハ 財務上の特約に定める事由の発生があつた場合には、その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

〔十三〇十九 略〕

〔号を加える。〕

〔十三〇十九 同上〕

二十 連結子会社が、財務上の特約（当該連結子会社の財務指標が

「号を加える。」

あらかじめ定められた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該連結子会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。）又は財務上の特約が付された社債（当該社債の発行価額の総額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。ロにおいて同じ。） 次に掲げる事項

イ 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

- (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
- (3) 金銭消費貸借契約の相手方の属性

-
- (4) 金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
 - (5) 財務上の特約の内容
 - ロ 財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項
 - (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
 - (2) 社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
 - (3) 社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
 - (4) 財務上の特約の内容
- 二十一 連結子会社が締結又は発行をした財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限若しくは償還期限の変更、財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があつた場合の効果に照らして軽微なものを除く。）又は財務上の特約に定める事由の発生があつた場合次に掲げる事項
- イ 前号イ(1)から(4)まで又はロ(1)から(3)までに掲げる事項
 - ロ 弁済期限若しくは償還期限又は財務上の特約の内容の変更があつた場合には、当該変更の内容及び年月日
 - ハ 財務上の特約に定める事由の発生があつた場合には、その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策
-

〔号を加える。〕

—
〔3
〕
11
略
〕

—
〔3
〕
11
同上
〕

—

内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組員又はこれに類する者（以下d）及びbにおいて「業務執行組員等」という。）に関する事項（a）から（d）までに掲げる当該業務執行組員等との区分に及び、当該a）から（d）までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

[b～h 略]

[(23-4)～(23) 略]

(33) 重要な契約等

a 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下f）までにおいて同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

[b～e 略]

f 提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第 847 条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。g）において同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあつては、当該提出会社又はその連結子会社。以下f）において同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約における権利状況その他の当該提出会社における当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における権利状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該株主による当該提出会社の株主の議決その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組員又はこれに類する者（以下d）及びbにおいて「業務執行組員等」という。）に関する事項（a）から（d）までに掲げる当該業務執行組員等との区分に及び、当該a）から（d）までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下b）及びc）において同じ。）までを記載しても差し支えない。

[b～h 同左]

[(23-4)～(23) 同左]

(33) 経営上の重要な契約等

a 連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下b）において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

[b～e 同左]

[加える。]

[加える。]

(b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。（c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に反して当該株主を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 提出会社が第 19 条第 2 項第 12 号の 2 に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付けられた金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付けられた社債の発行をしていいる場合又は連結子会社が同項第 20 号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。以下 h において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付けられた金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付けられた社債の発行をしていいる場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付けられている場合にあつては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付けられている場合にあつては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第 13 号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあつては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第 5 号に規定する純資産額）の 100 分の 10 以上で相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによつて、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a) これらの特約が付けられた金銭消費貸借契約の締結をしていいる場合には、次に掲げる事項

- i 連結子会社が金銭消費貸借契約の締結をしていいる場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- ii 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付けされた年月日
- iii 金銭消費貸借契約の相手方の属性
- iv 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び返済期限並びに当該債務が付けされた担保の内容
- v これらの特約の内容

(b) これらの特約が付けされた社債の発行をしていいる場合には、次に掲げる事項

- i 連結子会社が社債の発行をしていいる場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
- ii 社債の発行をし、又はこれらの特約が付けされた年月日
- iii 社債の期末残高及び償還期限並びに社債が付けされた担保の内容
- iv これらの特約の内容

【34】～【88】 略】

第二号の四様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 財務（支）局長
【提出日】 年 月 日
【会社名】 _____

【加える。】

第二号の四様式

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 財務（支）局長
【提出日】 年 月 日
【会社名】 _____

【英訳名】
 【代表者の役職氏名】
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【最寄りの連絡場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の
 種類】
 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】
 【総覧に供する場所】

名称
 (所在地)

第一部 略
 第二部 【企業情報】
 第1 略
 第2 【事業の状況】
 【1～4 略】
 5 【重要な契約等】
 6 略
 【第3～第7 略】
 【第三部・第四部 略】
 (記載上の注意)
 略

第二号の五様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 財務 (支) 局長
 【提出日】 年 月 日
 【会社名】 (2)
 【英訳名】
 【代表者の役職氏名】 (3)
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【最寄りの連絡場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の
 種類】 (4)
 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 (5)
 【安定操作に関する事項】 (6)

【英訳名】
 【代表者の役職氏名】
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【最寄りの連絡場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の
 種類】
 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】
 【総覧に供する場所】

名称
 (所在地)

第一部 [同左]
 第二部 [同左]
 第1 [同左]
 第2 [同左]
 【1～4 同左】
 5 【経営上の重要な契約等】
 6 [同左]
 【第3～第7 同左】
 【第三部・第四部 同左】
 (記載上の注意)
 [同左]

第二号の五様式

【表紙】
 【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 財務 (支) 局長
 【提出日】 年 月 日
 【会社名】 (2)
 【英訳名】
 【代表者の役職氏名】 (3)
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【最寄りの連絡場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の
 種類】 (4)
 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】 (5)
 【安定操作に関する事項】 (6)

名称 <u>(所在地)</u>	【総覧に供する場所】(7)
	<p>【第一部・第二部 略】</p> <p>第三部 【企業情報】</p> <p>第1 略]</p> <p>第2 【事業の状況】</p> <p>[1～4 略]</p> <p>5 【重要な契約等】 (40)</p> <p>6 略]</p> <p>【第3～第6 略】</p> <p>【第四部～第七部 略】</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>【1】～(30) 略]</p> <p>(40) 重要な契約等</p> <p>a 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解除があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>[b～d 略]</p> <p>e 提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第 847 条の2 第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。f において同じ。）と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさない）と考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書その他の簡所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の簡所において記載した事項の記載を省略することができる。</p> <p>なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。</p> <p>(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意</p> <p>(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意</p> <p>(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意</p> <p>f 提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書その他の簡所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の簡所において記載した事項の記載を省略することができる。</p> <p>なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。</p>

名称 <u>(所在地)</u>	【総覧に供する場所】(7)
	<p>【第一部・第二部 同左】</p> <p>第三部 同左]</p> <p>第1 同左]</p> <p>第2 同左]</p> <p>[1～4 同左]</p> <p>5 【経営上の重要な契約等】 (40)</p> <p>6 同左]</p> <p>【第3～第6 同左]</p> <p>【第四部～第七部 同左]</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>【1】～(30) 同左]</p> <p>(40) 経営上の重要な契約等</p> <p>a 事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解除があった場合には、その内容を記載すること。</p> <p>[b～d 同左]</p> <p>[加える。]</p>

[加える。]

- (a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
- (b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。（c）において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意
- (c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じた当該株式を引き受けることができる旨の合意
- (d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

g 提出会社が第19条第2項第12号の2に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあつては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあつては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第5号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- (a) これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項
 - i 金銭消費貸借契約の相手方の属性
 - ii 金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日
 - iii 金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容
 - iv これらの特約の内容
- (b) これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項
 - i 社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日
 - ii 社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
 - iii これらの特約の内容

【(44)～(61) 略】

(62) 関係会社の情報

- a [略]
- b 住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

【c～g 略】

【(63)～(68) 略】

第二号の六様式

- 【表紙】
- 【提出書類】
- 【提出先】
- 【提出日】

有価証券届出書
財務（支）局長

年 月 日

【加える。】

- 【(44)～(61) 同左】
 - (62) [同左]
 - a [同左]
 - b 住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。
- 【c～g 同左】
【(63)～(68) 同左】

第二号の六様式

- 【表紙】
- 【提出書類】
- 【提出先】
- 【提出日】

有価証券届出書
財務（支）局長

年 月 日

- 【会社名】
- 【英訳名】
- 【代表者の役職氏名】
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】
- 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】
- 【安定操作に関する事項】
- 【縦覧に供する場所】

名称
所在地

- 【第一部・第二部 略】
- 第三部 【企業情報】
- 第1 略】
- 第2 【事業の状況】
- 【1～4 略】
- 5 【重要な契約等】
- 6 略】
- 【第3～第7 略】
- 【第四部～第六部 略】

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。

- 【1】～(8) 略】
- (9) 発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）
 - a 略】
 - b 手続対象会社と手続当事会社との間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解除があった場合には、その内容を記載すること。
 - c 略】
- (10) 略】

第二号の様式
【表紙】

- 【会社名】
- 【英訳名】
- 【代表者の役職氏名】
- 【本店の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】
- 【届出の対象とした募集 (売出) 金額】
- 【安定操作に関する事項】
- 【縦覧に供する場所】

名称
所在地

- 【第一部・第二部 同左】
- 第三部 同左】
- 第1 同左】
- 第2 同左】
- 【1～4 同左】
- 5 【経営上の重要な契約等】
- 6 同左】
- 【第3～第7 同左】
- 【第四部～第六部 同左】
- (記載上の注意) 同左】

- 【1】～(8) 同左】
- (9) 同左】
 - a 同左】
 - b 手続対象会社と手続当事会社との間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解除があった場合には、その内容を記載すること。
 - c 同左】
- (10) 同左】

第二号の様式
【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 財務(支)局長
 【提出日】 年 月 日
 【会社名】
 【英訳名】
 【代表者の役職氏名】
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【最寄りの連絡場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の
 種類】
 【届出の対象とした募集(売出) 金額】
 【総覧に供する場所】
 名称
 (所在地)
 【第一部・第二部 略】
 第三部 【企業情報】
 第1 【略】
 第2 【事業の状況】
 [1~4 略]
 5 【重要な契約等】
 6 【略】
 【第3~第7 略】
 【第四部~第六部 略】
 (記載上の注意)
 【略】

第三号様式
 【表紙代】
 【提出書類】 有価証券報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
 【提出先】 財務(支)局長
 【提出日】 年 月 日
 【事業年度】 第 期(自 年 月 日) 至 年 月 日
 【会社名】(2)
 【英訳名】
 【代表者の役職氏名】(3)
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】

【提出書類】 有価証券届出書
 【提出先】 財務(支)局長
 【提出日】 年 月 日
 【会社名】
 【英訳名】
 【代表者の役職氏名】
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【最寄りの連絡場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【届出の対象とした募集(売出) 有価証券の
 種類】
 【届出の対象とした募集(売出) 金額】
 【総覧に供する場所】
 名称
 (所在地)
 【第一部・第二部 同左】
 第三部 【同左】
 第1 【同左】
 第2 【同左】
 [1~4 同左]
 5 【経営上の重要な契約等】
 6 【同左】
 【第3~第7 同左】
 【第四部~第六部 同左】
 (記載上の注意)
 【同左】

第三号様式
 【表紙代】
 【提出書類】 有価証券報告書
 【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項
 【提出先】 財務(支)局長
 【提出日】 年 月 日
 【事業年度】 第 期(自 年 月 日) 至 年 月 日
 【会社名】(2)
 【英訳名】
 【代表者の役職氏名】(3)
 【本店の所在の場所】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】

- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【総覧に供する場所】 (4)

 名称
 (所在地)

- 第一部 【企業情報】
- 第1 [略]

- 第2 【事業の状況】

[1~4 略]

- 5 【重要な契約等】 (13)

6 [略]

- 【第3~第7 略】

- 第二部 [略]

(記載上の注意)

[略]

【1】~【12】 略

- (13) 重要な契約等

[略]

【14】~【67】 略

第三号の二様式

- 【表紙】

- 【提出書類】

- 【根拠条文】

- 【提出先】

- 【提出日】

- 【事業年度】

有価証券報告書
 金融商品取引法第24条第1項及び第2項
 財務(支)局長

 年 月 日
 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

- 【会社名】 (2)

- 【英訳名】

- 【代表者の役職氏名】 (3)

- 【本店の所在の場所】

- 【電話番号】

- 【事務連絡者氏名】

- 【最寄りの連絡場所】

- 【電話番号】

- 【事務連絡者氏名】

- 【総覧に供する場所】 (4)

名称
 (所在地)

- 第一部 【企業情報】
- 第1 [略]
- 第2 【事業の状況】

[1~4 略]

- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【総覧に供する場所】 (4)

 名称
 (所在地)

- 第一部 [同左]
- 第1 [同左]

- 第2 [同左]

[1~4 同左]

- 5 【経営上の重要な契約等】 (13)

6 [同左]

- 【第3~第7 同左】

- 第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

【1】~【12】 同左]

- (13) 経営上の重要な契約等

[同左]

【14】~【67】 同左]

第三号の二様式

- 【表紙】

- 【提出書類】

- 【根拠条文】

- 【提出先】

- 【提出日】

- 【事業年度】

有価証券報告書
 金融商品取引法第24条第1項及び第2項
 財務(支)局長

 年 月 日
 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

- 【会社名】 (2)

- 【英訳名】

- 【代表者の役職氏名】 (3)

- 【本店の所在の場所】

- 【電話番号】

- 【事務連絡者氏名】

- 【最寄りの連絡場所】

- 【電話番号】

- 【事務連絡者氏名】

- 【総覧に供する場所】 (4)

名称
 (所在地)

- 第一部 [同左]
- 第1 [同左]
- 第2 [同左]

[1~4 同左]

- 5 【重要な契約等】 (20)
- 6 〔略〕
- 〔第3～第6 略〕
- 〔第二部・第三部 略〕
- (記載上の注意)
- 〔略〕
- 〔1)～(19) 略〕
- (20) 重要な契約等
- 〔略〕
- 〔(21)～(46) 略〕

第四号様式

- 【表紙】
 - 【提出書類】
 - 【根拠条文】
 - 【提出先】
 - 【提出日】
 - 【事業年度】
- 有価証券報告書
金融商品取引法第24条第3項
財務(支)局長
____年 月 日
第 期 (自 ____年 月 日 至 ____年 月 日)

- 【会社名】
 - 【英訳名】
 - 【代表者の役職氏名】
 - 【本店の所在の場所】
 - 【電話番号】
 - 【事務連絡者氏名】
 - 【最寄りの連絡場所】
 - 【電話番号】
 - 【事務連絡者氏名】
 - 【総覧に供する場所】
- 名称 _____
(所在地) _____

- 第一部 【企業情報】
- 第1 〔略〕
- 第2 【事業の状況】
- 1～4 〔略〕
- 5 【重要な契約等】
- 6 〔略〕
- 〔第3～第8 略〕
- 第二部 〔略〕
- (記載上の注意)
- 〔略〕

第四号の三様式
【表紙】

- 5 【経営上の重要な契約等】 (20)
- 6 〔同左〕
- 〔第3～第6 同左〕
- 〔第二部・第三部 同左〕
- (記載上の注意)
- 〔同左〕
- 〔1)～(19) 同左〕
- (20) 経営上の重要な契約等
- 〔同左〕
- 〔(21)～(46) 同左〕

第四号様式

- 【表紙】
 - 【提出書類】
 - 【根拠条文】
 - 【提出先】
 - 【提出日】
 - 【事業年度】
- 有価証券報告書
金融商品取引法第24条第3項
財務(支)局長
____年 月 日
第 期 (自 ____年 月 日 至 ____年 月 日)

- 【会社名】
 - 【英訳名】
 - 【代表者の役職氏名】
 - 【本店の所在の場所】
 - 【電話番号】
 - 【事務連絡者氏名】
 - 【最寄りの連絡場所】
 - 【電話番号】
 - 【事務連絡者氏名】
 - 【総覧に供する場所】
- 名称 _____
(所在地) _____

- 第一部 〔同左〕
- 第1 〔同左〕
- 第2 〔同左〕
- 1～4 〔同左〕
- 5 【経営上の重要な契約等】
- 6 〔同左〕
- 〔第3～第8 同左〕
- 第二部 〔同左〕
- (記載上の注意)
- 〔同左〕

第四号の三様式
【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項

【提出先】 財務 (支) 局長

【提出日】

【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】 (2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (4)

【名称】

所在地

第一部 【企業情報】

第1 略

第2 【事業の状況】

3 【重要な契約等】 (9)

【第3・第4 略】

【第二部分 略】

【記載上の注意】

【1】～(8) 略】

(9) 重要な契約等

a 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

【b～e 略】

f 当四半期連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。gにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社及びその連結子会社、以下fにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）を、当該合意の目的、取締役会における権状状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統括に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2

【提出書類】

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項

【提出先】 財務 (支) 局長

【提出日】

【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】 (2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】 (3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (4)

【名称】

所在地

第一部 [同左]

第1 [同左]

第2 [同左]

3 【経営上の重要な契約等】 (9)

【第3・第4 同左】

【第二部分 [同左]

【記載上の注意】

【1】～(8) 同左]

(9) 経営上の重要な契約等

a 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

【b～e 同左]

【加える。】

項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。)までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意
- (b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意
- (c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

Ⅱ 当四半期連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約(重要性の乏しいものを除く。)を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要(当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。)、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
- (b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合(当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。)を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意
- (c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じた当該株式を引き受けることができる旨の合意
- (d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社(当該提出会社が指定する者を含む。)に売り渡すことを請求することができる旨の合意

Ⅲ 当四半期連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約(第19条第2項第12号の2又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。)が付された金銭消費借借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費借借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)において、これらの財務上の特約が当該連結会社(同項第13号に規定する当該連結会社をいう。iにおいて同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の2又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書他の箇所において記載した場合は、その旨を記載することによって省略することができる。

Ⅳ 当四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費借借契約又は社債について、次のa)又はb)に掲げる場合には、当該a)又はb)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- (a) 弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更(当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合に照らして堅実なものを除く。)があった場合 当該変更の内容及び年

[加える。]

[加える。]

[加える。]

月日

(b) これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合 その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

【10～(14) 略】

(15) 大株主の状況

【a・b 略】

c 「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

d 【略】

【16～(27) 略】

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

半期報告書
財務（支）局長
____年 月 日
第 期中（自 ____年 月 日）
第 ____年 月 日 至

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部 【企業情報】

第1 【略】

第2 【事業の状況】

【1～3 略】

4 【重要な契約等】(12)

5 【略】

【第3～第6 略】

第二部 【略】

(記載上の注意)

【10～(14) 同左】

(15) 【同左】

【a・b 同左】

c 「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

d 【同左】

【16～(27) 同左】

第五号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【中間会計期間】

半期報告書
財務（支）局長
____年 月 日
第 期中（自 ____年 月 日）
第 ____年 月 日 至

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】(4)

名称

(所在地)

第一部 【同左】

第1 【同左】

第2 【同左】

【1～3 同左】

4 【経営上の重要な契約等】(12)

5 【同左】

【第3～第6 同左】

第二部 【同左】

(記載上の注意)

[1]～(6) 略]

(7) 関係会社の状況

- a [略]
- b 住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この株式において同じ。）まで記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。

[c～f 略]

[8～(11) 略]

(12) 重要な契約等

- a 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

[b～e 略]

1 当中間連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。gにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下fにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）と、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考えられる場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書その他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意
- (b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意
- (c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

2 当中間連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が第27条の23第1項の規定より大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）と、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書その他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
- (b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の

[1]～(6) 同左]

(7) [同左]

- a [同左]
- b 住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下において同じ。）まで記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。

[c～f 同左]

[8～(11) 同左]

(12) 経営上の重要な契約等

- a 当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

[b～e 同左]

[加える。]

[加える。]

数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。)を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社(当該提出会社が指定する者を含む。)に売り渡すことを請求することができる旨の合意

1. 当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約(第19条第2項第12号の2又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。)が付けられた金銭消費貸借契約の締結をした場合(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付けられた場合を含む。)又は財務上の特約が付けられた社債の発行をした場合(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付けられた場合を含む。)において、これらの財務上の特約が当該連結会社(同項第13号に規定する当該連結会社をいう。iにおいて同じ。)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の2又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

2. 当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付けられた金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a) 弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更(当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合に照らして軽微なものを除く。)があった場合 当該変更の内容及び0年

月日
(b) これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合 その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

【i】～【d】 略】

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 財務(支)局長

【提出日】 年 月 日

【中間会計期間】 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

[加える。]

[加える。]

【i】～【d】 同左】

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 財務(支)局長

【提出日】 年 月 日

【中間会計期間】 第 期中(自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (4)

名称

(所在地)

第一部 【企業情報】

第1 【略】

第2 【事業の状況】

【1・2 略】

3 【重要な契約等】 (12)

4 【略】

【第3～第5 略】

【第二部・第三部 略】

(記載上の注意)

【(1)～(11) 略】

(12) 重要な契約等

a 当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の質貸借又は経営の委任、他人と事業上の利益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の**重要な契約**を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解除があった場合には、その内容を記載すること。

【b～e 略】

4 当中間会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の2第1項に規定する完全親会社をいう。）を除く。gにおいて同じ。）と当該提出会社との間で、次に掲げる含意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。gにおいて同じ。）と当該提出会社に重要な変更若しくは解除があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解除した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 当中間会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる含意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解除があった場合において、当該株主が法第27条の23第1項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解除した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【総覧に供する場所】 (4)

名称

(所在地)

第一部 【同左】

第1 【同左】

第2 【同左】

【1・2 同左】

3 【**経営上の重要な契約等**】 (12)

4 【同左】

【第3～第5 同左】

【第二部・第三部 同左】

(記載上の注意)

【(1)～(11) 同左】

(12) 経営上の重要な契約等

a 当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の質貸借又は経営の委任、他人と事業上の利益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の**経営上の重要な契約**を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解除があった場合には、その内容を記載すること。

【b～e 同左】

【加える。】

【加える。】

することによって、当該他の簡訳において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

- (a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意
- (b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。（c）において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意
- (c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意
- (d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対してその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

1 当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第2項第12号の2に規定する財務上の特約をいう。以下h及びiにおいて同じ。）が付けられた金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付けられた場合を含む。）又は財務上の特約が付けられた社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付けられた場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の簡訳において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の簡訳において記載した事項の記載を省略することができる。

1 当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付けられた金銭消費貸借契約又は社債について、次のa)又はb)に掲げる場合には、当該a)又はb)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の簡訳において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の簡訳において記載した事項の記載を省略することができる。

- (a) 弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。）があった場合 当該変更の内容及び年月日

(b) これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合 その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

【13～19】 略

(20) 関係会社の情報

a 略

b 住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別プログラムメントの名称を記載することで差し支えない。

【c～f】 略

【(21)～(28)】 略

第七号様式

【表紙】

【加える。】

【加える。】

【13～19】 同左

(20) 同左

a 同左

b 住所の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別プログラムメントの名称を記載することで差し支えない。

【c～f】 同左

【(21)～(28)】 同左

第七号様式

【表紙】

【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【連絡場所】
 【電話番号】
 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】
 【安定操作に関する事項】
 【縦覧に供する場所】

名称
 (所在地)

【第一部・第二部 略】
 第三部 【発行者情報】
 【第1・第2 略】
 第3 【事業の状況】
 【1～4 略】
 5 【重要な契約等】
 6 【略】
 【第4～第9 略】
 【第四部～第六部 略】
 (記載上の注意)
 【略】

第八号様式

【表紙】
 【提出書類】
 【根拠条文】
 【提出先】
 【提出日】
 【事業年度】

有価証券報告書
 金融商品取引法第24条第1項
 関東財務局長
 年 月 日
 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)
 【代表者の役職氏名】(3)
 【本店の所在の場所】
 【代理人の氏名又は名称】(4)
 【代理人の住所又は所在地】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】(5)
 【連絡場所】
 【電話番号】
 【縦覧に供する場所】(6)

名称
 (所在地)

第一部 【企業情報】
 【第1・第2 略】

【電話番号】
 【事務連絡者氏名】
 【連絡場所】
 【電話番号】
 【届出の対象とした募集 (売出) 有価証券の種類】

【届出の対象とした募集 (売出) 金額】
 【安定操作に関する事項】
 【縦覧に供する場所】

名称
 (所在地)

【第一部・第二部 同左】
 第三部 【同左】
 【第1・第2 同左】
 第3 【同左】
 【1～4 同左】
 5 【経営上の重要な契約等】
 6 【同左】
 【第4～第9 同左】
 【第四部～第六部 同左】
 (記載上の注意)
 【同左】

第八号様式

【表紙】
 【提出書類】
 【根拠条文】
 【提出先】
 【提出日】
 【事業年度】

有価証券報告書
 金融商品取引法第24条第1項
 関東財務局長
 年 月 日
 第 期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

【会社名】(2)
 【代表者の役職氏名】(3)
 【本店の所在の場所】
 【代理人の氏名又は名称】(4)
 【代理人の住所又は所在地】
 【電話番号】
 【事務連絡者氏名】(5)
 【連絡場所】
 【電話番号】
 【縦覧に供する場所】(6)

名称
 (所在地)

第一部 【同左】
 【第1・第2 同左】

第3 【事業の状況】

[1～4 略]

5 【重要な契約等】 (20)

6 [略]

[第4～第9 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[略]

[1]～[19] 略]

(20) 【重要な契約等】

[略]

[21]～(88) 略]

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書
金融商品取引法第24条第3項
関東財務局長
年 月 日
年 月 日 至
第 期 (自 年 月 日)

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【総覧に供する場所】

名称
所在地

第一部 【企業情報】

[第1・第2 略]

第3 【事業の状況】

[1～4 略]

5 【重要な契約等】

6 [略]

[第4～第9 略]

第二部 [略]

(記載上の注意)

[略]

第3 [同左]

[1～4 同左]

5 【経営上の重要な契約等】 (20)

6 [同左]

[第4～第9 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

[1]～[19] 同左]

(20) 【経営上の重要な契約等】

[同左]

[21]～(88) 同左]

第九号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

有価証券報告書
金融商品取引法第24条第3項
関東財務局長
年 月 日
年 月 日 至
第 期 (自 年 月 日)

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【総覧に供する場所】

名称
所在地

第一部 [同左]

[第1・第2 同左]

第3 [同左]

[1～4 同左]

5 【経営上の重要な契約等】

6 [同左]

[第4～第9 同左]

第二部 [同左]

(記載上の注意)

[同左]

第九号の三様式

- 【表紙】
- 【提出書類】 四半期報告書
- 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 年 月 日
- 【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

- 【会社名】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】
- 【代理人の氏名又は名称】 (4)
- 【代理人の住所又は所在地】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】 (5)
- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【総覧に供する場所】 (6)

名称
所在地

- 第一部 【企業情報】
- 【第1・第2 略】
- 第3 【事業の状況】
- 【1・2 略】

- 3 【重要な契約等】 (12)
- 【第4～第6 略】
- 第二部 【略】
- (記載上の注意)
- 【(1)～(11) 略】
- (12) 重要な契約等
- 【略】
- 【(13)～(20) 略】

- 第十号様式
- 【表紙】
- 【提出書類】 半期報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 年 月 日
- 【中間会計期間】 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)
- 【会社名】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】

第九号の三様式

- 【表紙】
- 【提出書類】 四半期報告書
- 【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 年 月 日
- 【四半期会計期間】 第 期第 四半期 (自 年 月 日 至 年 月 日)

- 【会社名】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】
- 【代理人の氏名又は名称】 (4)
- 【代理人の住所又は所在地】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】 (5)
- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【総覧に供する場所】 (6)

名称
所在地

- 第一部 【同左】
- 【第1・第2 同左】
- 第3 【同左】
- 【1・2 同左】

- 3 【経営上の重要な契約等】 (12)
- 【第4～第6 同左】
- 第二部 【同左】
- (記載上の注意)
- 【(1)～(11) 同左】
- (12) 経営上の重要な契約等
- 【同左】
- 【(13)～(20) 同左】

- 第十号様式
- 【表紙】
- 【提出書類】 半期報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 年 月 日
- 【中間会計期間】 第 期中 (自 年 月 日 至 年 月 日)
- 【会社名】 (2)
- 【代表者の役職氏名】 (3)
- 【本店の所在の場所】

名称
所在地

<p>【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 (5) 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 (6)</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>第一部 【企業情報】 【第1・第2 略】 第3 【事業の状況】 【1～3 略】 4 【重要な契約等】 (15) 5 【略】 【第4～第8 略】 第二部 【略】 (記載上の注意) 【1】～【4】 略] (15) <u>重要な契約等</u> 【略】 【16】～【33】 略】</p>	<p>【代理人の氏名又は名称】 (4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 (5) 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】 (6)</p> <p>名称 (所在地)</p> <p>第一部 【同左】 【第1・第2 同左】 第3 【同左】 【1～3 同左】 4 【<u>経営上の重要な契約等</u>】 (15) 5 【同左】 【第4～第8 同左】 第二部 【同左】 (記載上の注意) 【1】～【4】 同左】 (15) <u>経営上の重要な契約等</u> 【同左】 【16】～【33】 同左】</p>
<p>備考 表由の「S」の記載は煩雑を省く。</p>	

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第二条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日</p> <p>【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者（受託者）名称】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行者（委託者）氏名又は名称】 【代表者の役職氏名】 【住所又は本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3) 【総覧に供する場所】</p> <p>【第一部～第三部 略】 （記載上の注意） 【1】～【19】 略 【20】 信託財産を構成する資産の内容 【a～f 略】 g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方や取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⑧から⑮までに準じて記載すること。 【h～k 略】 【21】～【44】 略</p>	<p>第六号様式</p> <p>【表紙】 有価証券届出書 関東財務局長 年 月 日</p> <p>【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【発行者（受託者）名称】 【代表者の役職氏名】(2) 【本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【発行者（委託者）氏名又は名称】 【代表者の役職氏名】 【住所又は本店の所在の場所】 【事務連絡者氏名】 【電話番号】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3) 【総覧に供する場所】</p> <p>【第一部～第三部 同左】 （記載上の注意） 【1】～【19】 同左 【20】 同左 【a～f 同左】 g 信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方や取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、事業上の重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」⑧から⑮までに準じて記載すること。 【h～k 同左】 【21】～【44】 同左</p>
<p>備考 改正の [] の記載は出題しませんが。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）

第十九条第二項第十二号の二、第十二号の三、第二十号及び第二十一号の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、適用しない。

2 新開示府令第十九条第二項第十二号の三及び第二十一号の規定は、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する金銭消費貸借契約については、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、適用しないことができる。

第三条 新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式及び第七号の四様式は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき

最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

2 有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年四月一日前に開始する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式又は第七号の四様式を適用する場合には、新開示府令第二号様式記載上の注意(33) f から h まで若しくは第二号の五様式記載上の注意(40) e から g までの規定により、又はこれらの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

3 新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

4 令和七年四月一日前に開始する事業年度に係る有価証券報告書について新開示府令第三号様式から第四

号様式まで、第八号様式又は第九号様式を適用する場合には、新開示府令第二号様式記載上の注意(33) f から h まで又は第二号の五様式記載上の注意(40) e から g までの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

5 新開示府令第四号の三様式から第五号の二様式まで、第九号の三様式及び第十号様式は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書については、なお従前の例による。

6 令和八年四月一日前に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書について新開示府令第四号の三様式から第五号の二様式まで、第九号の三様式又は第十号様式を適用する場合には、新開示府令第四号の三様式記載上の注意(9) f から i まで、第五号様式記載上の注意(12) f から i まで若しくは第五号の二様式記載上の注意(12) f から i までの規定により、又はこれらの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式は、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が同日前に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。